

デジタル庁

○ 告示第十五号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

一 令和五年度埼玉県行田市食の応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度行田市一般会計補正予算における、埼玉県行田市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二

百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。))及び公的給付支給等口座登録簿関係情報(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。))を含む。)の管理に関する事務

二 令和五年度東京都物価高騰対策臨時くらし応援事業(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度東京都一般会計補正予算における、東京都から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)(。の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による

福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目地的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に

掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）並びに同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三 令和五年度大阪府千早赤阪村価格高騰対策高齢者世帯生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度千早赤阪村一般会計補正予算における、大阪府千早赤阪村から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

四 令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度姫路市一般会計当初予算における、兵庫県姫路市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

五 令和五年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度さぬき市一般会計補正予算における、香川県さぬき市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

六 令和六年度佐賀県武雄市たけお生活サポート（物価高騰支援）給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度武雄市一般会計補正予算における、佐賀県武雄市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。